

令和6年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務
公募型企画競争提案説明書

1 業務の名称

令和6年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務

2 業務の目的及び内容

令和6年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務仕様書【別添1】のとおり

3 業務委託契約の概要

- (1) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約
※ 具体的な契約内容については、契約候補者と札幌市との交渉を通して決定するものとし、協議が整った場合に随意契約にて契約を締結する。その手続きについては、札幌市契約規則による。なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない。
※ 契約候補者との交渉が不調に終わった場合、選考において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (2) 告示日 令和6年6月6日（木）
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (3) 予算規模 本業務の上限は、5,984,000円とする（消費税及び地方消費税を含む）。
※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

4 企画提案を求める事項

- (1) 本業務に取り組むうえでの視点等について
- ・ 本業務に取り組むうえでの全体的な視点や、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。
- (2) 市内ホール・劇場を取り巻く環境変化把握について
- ・ 大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況予測、後継ホールの在り方検討に資する調査とすることにあたって、特に重視する視点や考え方について提案すること。
- (3) 市内主要ホール調査について
- ・ 大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況予測、後継ホールの在り方検討に資する調査とするために、特に重視する視点や考え方、想定する調査方法について提案すること。
- (4) 大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況予測について
- ・ 大規模多目的ホール3館体制の検証について特に重視する視点や考え方、想定する検証方法について提案すること。
 - ・ 将来の利用状況予測について想定する予測方法について提案すること。
- (5) 後継ホールの在り方検討について
- ・ 後継ホールの在り方検討に際して、札幌市民ホールの適正な規模や機能、適切な立地、ケーススタディを検討するにあたり、特に重要と考えられる視点や考え方について提案すること。
- (6) 業務全般について
- ・ 本業務を効果的、効率的に進めるためのスケジュール案を提案すること。
 - ・ 本業務に生かすことができると考える類似業務の実績と本業務の執行体制について具体的に記載すること。

5 参加手続きに関する事項

(1) 提出資料等

ア 参加意向申出書【様式1】

イ 企画提案者概要【様式2】

ウ 企画書

自由様式。企画書の分量は、添付資料等を含め、A4判換算で最大15ページとします。

エ 積算書

自由様式。積算根拠が分かるように記載すること。企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではありません。

(2) 日程（予定）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・企画提案の公募開始 | 令和6年6月6日（木） |
| ・質問提出期限 | 令和6年6月17日（月）17時まで |
| ・企画提案書等提出 | 令和6年6月28日（金）17時まで |
| ・参加資格の確認 | 令和6年7月3日（水）まで |
| ・プレゼンテーション審査 | 令和6年7月16日（火） |
| ・契約締結 | 令和6年7月中下旬 |

① 質問の受付について

〈質問方法〉

質問がある場合は、提出期限までに「質問書」【様式3】に質問を簡潔に記入し、電子メールで以下のアドレスに送付してください。

bunka@city.sapporo.jp

その際、電子メールの件名は「【提案者名】令和6年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務 質問書」としてください（【提案者名】の部分は適宜置き換えること）。

〈回答方法〉

質問に対する回答は、電子メールにより質問書の提出者に回答するほか、必要に応じてホームページ上に掲載して公表します（質問者名は公表しません）。

② 企画提案書提出書等提出について

〈関係様式の入手方法〉

札幌市公式ホームページ（市民文化局文化部一般競争入札等情報）に掲載します。

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/ippann.html>

〈企画書の提出方法〉

郵送又は持参（土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで）。

〈提出数〉

5(1)アについては1部を、5(1)イ、ウ、エについてはこれを一式として9部及びPDFファイル形式の電子データ（CD又はDVD）1部を提出してください。5(1)イ、ウ、エ一式については、ステープラーは使用せず、クリップ留めとすること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこととしてください。

〈提出先〉

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局文化部文化振興課 企画係

③ 参加資格の確認について

〈参加資格の確認〉

下記6に基づき確認を行い、参加資格を審査し、審査結果は7月3日までに連絡するものとします。

④ 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる「令和6年度市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、評価基準表【別添2】により総合的に検討します。

※ プレゼンテーション審査の実施日は7月16日を予定

〈評価方法〉

- ・実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とします。
- ・最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としません。
- ・評価基準表【別添2】のすべての評価項目について、上記5(1)イ「企画提案者概要」、ウ「企画書」、エ「積算書」の内容及びヒアリング内容を評価します。
- ・最も点数が高い同点の企画提案者が2者以上あった場合、評価基準表【別添2】の評価項目「1. 企画提案内容」の評価点の合計が高い者を選定します。なお、「1. 企画提案内容」の評価点の合計も同点の場合には、委員会で協議の上、選定するものとします。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定します。
- ・5者を超える申し込みがあった場合は、提出書類により1次審査を行います。委員の評価点が高い順に5者を選び、プレゼンテーション審査の対象者とします（プレゼンテーション審査の対象者とならなかった提案者はその時点で落選となります）。1次審査結果については7月8日（月）までにすべての応募者にお知らせします。

〈プレゼンテーション審査の出席者〉

総括責任者を含む最大3名までとします。

〈プレゼンテーション審査の開催場所・日時〉

1次審査が無い場合は、参加資格の確認結果連絡時（7/3まで）、1次審査があった場合は1次審査結果連絡時（7/8まで）に連絡します。

〈プレゼンテーション審査の実施方法〉

1企画提案者当たり約20分（提案説明約10分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行います。（二次審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間は変更する可能性があります）。

〈プレゼンテーション審査における提案説明の内容〉

事前に提出した企画提案書に基づき説明してください。なお、プロジェクターの使用や追加資料の配布は認めません。

〈選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等〉

審査・選定の結果は、速やかに企画提案者全員に対して文書により通知します。

6 参加資格

以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。ただし、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 本企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員等が同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）など経営状況が著しく不健全でないこと。
- (4) 札幌市内に本店または支店等の事業所を有すること。

7 参加資格の喪失

本公募型企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととします。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき
- (4) 事業費の上限額を超える提案を行った場合

8 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさないもしくは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができます。

9 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができます。

10 その他の注意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とします。
- (2) 文化芸術基本法等の関連法令、札幌市文化芸術基本計画等の関連計画、札幌市のこれまでの検討内容及び他都市の類似事例等について、ホームページ等を通じて確認・把握した上で企画提案を行うこととします。
- (3) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができません。
- (4) 提出期限後の企画書の提出、再提出、差し替えは認めません。
- (5) 提出された企画書は返却しません。
- (6) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合があります。
- (7) 企画書の著作権は、提案者に帰属します。
- (8) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産を侵害するものではないことを保証するものとします。
- (9) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

【問い合わせ先】

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目札幌時計台ビル10階
札幌市市民文化局文化部文化振興課 担当：村田、柴垣
TEL 011-211-2261 FAX 011-218-5157
MAIL bunka@city.sapporo.jp